

平成 21 年 12 月 17 日

内閣総理大臣  
鳩山 由紀夫 殿

民主党 幹事長 小沢 一郎  
社会民主党 幹事長 重野 安正  
国民新党 幹事長 自見庄三郎

### 平成 22 年度国家予算与党三党重点要望

政府においては、わが国が直面する極めて厳しい経済情勢のもとで、平成 22 年度国家予算の編成作業が行われているが、与党三党も、この難局を政府と力を合わせ乗り越えていく決意である。

ついては、国民の要望も踏まえ、与党三党として取りまとめた以下の予算重点要望にも留意され、三党連立政権の政策合意の実現と「国民の生活が第一」の政治の実現が図られるよう要望する。

#### 記

##### 1. いのちと暮らしを守る医療、介護、雇用の対策の強化

- ① 全国で発生している医療崩壊を防ぎ、地域医療を守る医療機関を維持するため、診療報酬の引き上げが必要である。特に、救急医療や不採算医療を担っている大規模・中規模病院の経営環境を改善するため、格段の配慮を求める。医療の現場を支えている医師不足の解消、看護師の待遇改善。生活の医療である歯科医療についても、診療報酬の引き上げを行う。
- ② 介護の必要な高齢者に良質な介護サービスを提供する必要があり、とりわけ介護労働者の待遇改善を図る。
- ③ 肝炎対策基本法の成立を踏まえ、肝炎総合対策が必要であり所要の予算措置を講じる。

- ④障がい者自立支援法の廃止に際して、障がい者の負担が増加しないよう配慮を行う。
- ⑤生活保護の母子加算の復活と、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。
- ⑥雇用保険加入要件を 31 日以上の雇用見込に緩和し、事実上、すべての非正規労働者に雇用保険を適用する。
- ⑦職業訓練とその期間の生活保障を行う新たなセーフティネットを創設、月 10 万円を支給する。公共職業訓練の体制整備を推進する。

## 2. 地方分権を進め、地域経済を活性化する

- ①国直轄事業が担うべき範囲の抜本的見直しに応じて、同事業に対する地方負担金を廃止する。その第一歩として、平成 22 年度は、維持管理負担金を廃止する。
- ②平成 21 年度で過疎地域自立促進特別措置法が失効する過疎対策については、過疎地域の現状を踏まえつつ必要な支援を行い、過疎対策に切れ目が生じることのないよう所要の立法措置を講じる。
- ③国と地方の協議の場を、地方公共団体の意見を踏まえつつ、法律に基づき設置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出を行う。
- ④土地改良事業費は半減し、農業予算の大転換を求める。
- ⑤雑草、雑木、ヘドロで河川の機能を全く果たさず、環境が悪化している地方の全ての中小河川の川底整理・清掃を行い、本来のグリーンの姿に復元する。
- ⑥太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池などの再生可能エネルギーの普及促進に係る財政支援措置を講じる。
- ⑦再生可能エネルギーの全量買取を実施する。
- ⑧環境重視に合致した大量高速輸送網の確立、国土の均衡ある発展、地域振興、経済波及効果から要望の強い整備新幹線の建設を着実に遂行する。

⑨全国の高速道路網(東北、山陰、四国、九州)における空白地帯を解消し、道路網の整備を進める。

⑩わが国産業の国際競争力強化のため、アジアの主要港をしのぐコスト・サービス水準の実現を目標に、スーパー中樞港湾を、全国的に拡張し整備する。

⑪沖縄振興費 2700 億円を確保するとともに、国内線貨物便の航空機燃料税を旅客便並の本則の 2 分の 1 にする。

### 3. 海上保安関係

①遠方海域・海賊対処・重大事案への対応体制を強化するため、海上保安庁のしきしま級巡視船の整備に着手する。

《以下の項目は政府与党の調整課題とする》

①「地方交付税の復元増額等

②「協会けんぽ」への財政支援

③たばこ税の増税

④農林漁業用 A 重油の免税措置

⑤オーナー課税の廃止

以上

## 平成 22 年度予算重要要点

平成 22 年度予算は、民主党政権が誕生して初めての本予算である。「国民の生活が第一」の基本理念に立って、政策や予算の旧来の優先順位を一新することが、国民の負託に応える我々の責務である。

無駄遣いの根絶、不要不急な事業の徹底的な見直しを行い、新しい優先順位に基づいて全ての予算を組み替えて財源を抽出し、国民に約束したマニフェストを誠実に、そして着実に実現していく必要がある。

子育て・教育、年金・医療・介護の充実や、地域の活性化に重点を置き、国民一人ひとりに直接手を差し伸べることによって、生活の安定を図り、希望を生み出していく。政権交代で我々が国民に約束した、こうした政治の実現のため、政府に対し、特に以下の点に留意して予算編成を行うよう求めるものである。

### 1. 重点要望

#### ① 子ども手当

子育ての心配をなくし、社会全体で子育てを応援するため、「子ども手当」は、初年度、子供一人当たり、月額 13,000 円とし、地方には新たな負担増を求めない。所得制限については、その限度額は予算編成にあたり政府与党で調整し決定する。

#### ② 高校無償化

みんなに教育のチャンスを与えるため、公立高校生の授業料を無償化し、私立高校生には年額 12 万円（低所得者世帯は 24 万円）を助成する。また、所得制限は設けない。

#### ③ 農業戸別補償制度の導入

食の安全を確保し、わが国の農村を再生するため、戸別所得補償制度の早急な導入が必要である。要求額を確保することとし、その財源を確保するためにも、土地改良事業に偏ってきた農業予算の大転換を求める。実施に当たっては、現在の交付金水準を下回らないようにする。

#### ④ 地方財源の充実

地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにするため、三位一体改革で削減された地方交付税と地方の歳出を復元充実する観点から、平成 22 年度から、所得税の税源移譲に際して削減された交付税相当額 1.1 兆円に見合う交付金制度を創設する必要がある。このため、公共事業について、既存の直轄・補助事業を見直し、自治体の創意工夫で社会資本整備をはじめとして原則として

自由に使える、1.1兆円を上回る規模の使い勝手の良い新たな交付金を国土交通省・農林水産省において創設する。

⑤ 過疎法の延長

平成 21 年度で過疎地域自立促進特別措置法が失効する過疎対策については、過疎地域の現状を踏まえつつ必要な支援を行い、過疎対策に切れ目が生じることのないよう所要の立法措置を講ずる。

⑥ 国と地方の協議の場の設置

国と地方の協議の場を、地方公共団体の意見を踏まえつつ、法律に基づき設置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべきである。

⑦ 整備新幹線の整備

整備新幹線の整備については、各地域の要望が極めて強いことを受け止め、早期開業のため必要な予算措置を講ずる。

⑧ 高速道路の整備

(1) 平成 22 年度において、高速道路会社による高速道路整備を推進するため、利便増進事業を抜本的に見直すとともに、いわゆる新直轄事業を取り止め、これに見合う額を国が高速道路会社に対し支援する。また所要の法律を手当てする。

(2) 平成 23 年度以降の新たな高速道路建設促進の枠組みとして、全国統一の料金設定、国の高速道路建設の高速道路会社への一本化をはかるとともに、地方自らが、必要とする高速道路建設を行うことができるようにするための国の支援策を検討し、来年 6 月中に政府として成案を得る。

⑨ 診療報酬の引き上げ

全国で発生している医療崩壊を防ぐため、地域医療を守る医療機関の診療報酬本体の引き上げが必要である。

特に、救急医療や不採算医療を担っている大規模・中規模病院の経営環境を改善するため、格段の配慮を求める。また、医療を現場で支えている看護師の待遇、生活の医療である歯科医療についても診療報酬の引き上げが必要である。

⑩ 介護労働者の待遇改善

介護の必要な高齢者に良質な介護サービスを提供する必要があり、とりわけ介護労働者の待遇改善が図られるべきである。

⑪ 障害者自立支援法廃止

障害者自立支援法の廃止に際して、障害者の負担が増加しないよう配慮すべきである。

⑫ 肝炎対策の予算確保

肝炎患者が受けるインターフェロン治療の自己負担額の上限を引き下げるとともに、インターフェロン以外の治療（核酸アナログ製剤）に対する支援に取り組み、要求額 180 億円を確保する。

⑬ ガソリンなどの暫定税率

現在、石油価格は安定しているので、ガソリンなどの暫定税率は現在の租税水準を維持する。ただし、平成 20 年度上半期のような原油価格の異常高騰時には、国民生活を守るために暫定税率の課税を停止することができるような法的措置を講ずる。

自動車重量税については、暫定分の国分について、環境のことも考えながら半分程度の減税を行うべきである。

⑭ 高速道路の無料化

高速道路の無料化については、割引率の順次拡大や統一料金制度の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。

⑮ 国直轄事業の抜本的見直しと地方負担金の廃止

国直轄事業が担うべき範囲の抜本的見直しに応じて、同事業に対する地方負担金を廃止する。その第一歩として、平成 22 年度は、維持管理負担金の廃止を決定すべきである。

⑯ 租得見直し

不透明な租税特別措置を見直し、効果の乏しいもの、役割を終えたものは廃止すべきである。

⑰ 土地改良予算の縮減

土地改良事業費は要求額 4,889 億円を半減することとし、所得補償制度等の財源とする。同時に、農業予算の大転換を求める。

⑱ 環境税

環境税は、今後の検討課題とする。

2. 予算編成において政府・与党の調整を要する課題

- ① 「協会けんぽ」の財政
- ② A重油の免税措置
- ③ オーナー課税
- ④ バス・トラックへの助成金
- ⑤ タバコ税の増税

2009年12月16日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様

社会民主党  
幹事長 重野 安正  
政策審議会長 阿部 知子

## 2010年度予算編成に当たって

貴職の連日のご献身に心から敬意を表します。

「連立政権樹立に当たっての政策合意」に基づき、鳩山連立政権は、「生活再建」内閣として、国民の生活を最大限支援するとともに、景気が“二番底”に陥ることを防ぎ景気回復と将来の成長に役立つ確な予算編成に全力で取り組むことが期待されています。

社会民主党は、緊急経済対策（2009年度第二次補正予算）と一体をなす2010年度予算は、「雇用」、「環境」、「医療」、「福祉」、「地方」、「教育・科学技術」、「平和」の7つの柱に力を入れ、「生活再建」と「社会構造の転換」めざす「虹色の予算」として、個人消費の活性化、安心・安全の確保、雇用創出、地域振興、低炭素社会への転換を「一石五鳥」的に進め、将来の明るい展望への橋渡しとなるようにすべきであることを提案して参りました。

先般とりまとめられた予算編成の基本方針に従い、今後具体的な予算編成に入るわけですが、個別課題について、社会民主党としての要望項目をまとめました。

貴職におかれましては、社会民主党の提案を受け止め、ぜひとも2010年度予算における実現方をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 子ども手当は1万3千円・所得制限なし、現物給付としての保育や教育の充実に十分な財源を

子ども手当については全額国費で行うものとし、地方負担は求めないこと。所得制限は求めないこと。

また、子ども施策は現物給付（福祉、医療、教育サービス）と現金給付を有効に組み合わせるべきであり、国として責任を持って、質の高い保育の確保、保育所の増設、待機児童の解消、学童保育の拡充、出産の負担軽減、不妊治療支援などに取り組むこと。

#### 2. 高校の実質無償化

三党政策合意を踏まえ、着実な実施を図ること。自治体の負担のかからない間接給付方式をとるとともに、所得制限は求めないこと。あわせて私立高校への助成及び外国人学校への支援を強化すること。

#### 3. 教育・文化・科学技術立国

教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育国庫負担制度を堅持すること。奨学金は給付型を増やすこと。少人数教育や複数担任など教育の質の充実のため、教職員の定数を増加すること。全国で子どもの文化に関する多様な活動を支えるため、「子どもゆめ基金」に代わる何らかの基金の創設、または予算措置を行うこと。科学技術立国をめざし、基礎研究の充実、高付加価値の知識集約型科学技術の基盤の発展と新産業の育成への集中的な投資、知的財産権の保護・強化、科学技術の振興に力を入れること。研究分野の

人材の育成・確保の観点から、高等教育や研究開発予算を確保すること。国立大学運営交付金の削減は行わないこと。

#### 4. 医療・介護の再生

##### (1) 診療報酬の引き上げ、医療費（GDP比）の先進国（OECD）並みの確保

小泉構造改革によってがたがたにされた地域の医療基盤の再建を図るため、診療報酬の引き上げ、医療費（GDP比）を先進国（OECD）並みに確保すること。

医師、看護師、助産師不足解消のための教育の充実、働き方の改善を図ること。

##### (2) 協会けんぽの国庫負担率引き上げ

医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険を守る立場から、中小企業向け「協会けんぽ」の国庫負担率13%を20%まで引き上げること。

##### (3) 国保支援の強化

国民健康保険の国庫負担を引き上げること。建設国保への支援を強化すること。

##### (4) 後期高齢者医療制度の負担軽減

後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、後期医療保険料の保険料上昇を抑えるために公費を投入すること。療養病床の削減を見直すこと。

##### (5) がん対策、肝炎対策の拡充

がん対策、肝炎対策を拡充すること。

##### (6) 介護労働者の処遇改善

「介護職員処遇改善交付金」について、対象の拡大（看護職、事務職）、事務手続きの簡素化など改善を行うとともに、「介護労働者賃金引き上げ法案」（09年3月に3党で提出）を2010年の通常国会で成立させること。

#### 5. 障がい者の負担軽減

障害者自立支援法を廃止するまでの間、定率負担（応益負担）によって増加した利用料負担を支援費制度の程度まで下げる。障害者就労事業所の利用料負担を、給食費などの実費負担をなくすこと。事業所に対する報酬の日額支払い方式を月額払い方式にもどすとともに、報酬を引き上げること。

#### 6. 生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給

生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給等について、三党政策合意を踏まえ着実に進めること。

#### 7. 雇用対策

##### (1) 雇用対策の推進

デフレの大きな原因としての雇用破壊があり、三党政策合意を踏まえ、緊急雇用対策や雇用創出関係予算の確保を図ること。

##### (2) すべての非正規労働者に雇用保険の適用

雇用保険加入要件を31日以上雇用見込みに緩和すること。雇用調整助成金の増額及び支給要件の緩和、雇用保険国庫負担率の本則復帰、雇用創出基金の積み増しを図ること。雇用二事業に対し、一般会計から補填を行うこと。

##### (3) 新たなセーフティネットの法制化

職業訓練とその期間の生活保障を行う新たなセーフティネットを法制化し、月10万円を支給するとともに、公共職業訓練の体制整備を推進すること。

##### (4) 働きがいのある人間らしい雇用の創出

「いのち」（介護、医療、福祉、教育）と「みどり」（農林水産業、環境・自然エネルギー）分野へ重点的に投資し、働きがいのある人間らしい雇用の創出に取り組むこと。

##### (5) 格差是正、貧困問題の解決

労働者派遣法の抜本改正、非正規労働者の待遇改善等に全力で取り組むこと。

## 8. 農業の戸別所得補償制度の導入

三党政策合意を踏まえ、暮らせる農業、地域の再生、環境保全、自給率向上に向けた制度とするよう、戸別所得補償モデル対策事業を着実に進めること。あわせて米以外の麦・大豆、飼料作物、地域特産物の生産を振興すること。

## 9. 暫定税率の廃止と環境税導入

ガソリン税などの暫定税率は廃止するとともに、地方の減収分については、自治体の財政運営に支障が生じないよう国の責任で補てんすること。低炭素社会への転換を図るべく、環境税（地球温暖化対策税や地方環境税など）を創設すること（暫定税率廃止と同時、ほぼ同額）。

## 10. 衣・食・住・交通

### (1) 高速道路無料化の先送り

地球温暖化対策、財源問題、モーダルシフトや総合交通政策との整合性、他の公共交通機関等についての影響、地域雇用等の観点などから懸念がある高速道路料金の無料化については先送りすること。規模や進め方についても慎重に検討し、社会実験に関する所要額6000億円を大幅に圧縮すること。

### (2) 生活交通支援の充実

高速料金1000円割引の影響も勘案し、地方バスや地方鉄道、離島航路など、生活交通への支援を強化すること（地域公共交通活性化・再生総合事業、バス運行対策費補助、バス利用等総合対策事業、鉄道軌道輸送高度化事業費等補助の維持）。

### (3) 整備新幹線の推進

環境重視に合致した大量高速輸送網の確立、国土の均衡ある発展、地域振興、経済波及効果をから要望の強い整備新幹線の建設を着実に遂行すること。あわせて、貨物鉄道のあり方や地域の重要な足である並行在来線の維持を含め、財源の重点的・効率的使用や総合交通体系確立の観点からの見直しを図ること。

### (4) 住宅政策の大転換

公共賃貸住宅の活用はじめ住宅政策の大転換を図ること。住宅困窮者への住宅支援策の強化を図ること。

## 11. 低炭素社会への転換推進策

### (1) 再生可能エネルギーの普及促進

太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池などの再生可能エネルギーの普及促進に係る財政支援措置を講じること。現行の「太陽光発電の新たな買取制度」を早急に見直し、すべての再生可能エネルギーによる発電を全量買い取る本格的な固定価格買取制度を導入すること。早期に「キャップ&トレード型の国内排出量取引制度」を創設すること。

### (2) 水俣病対策の推進

水俣病総合対策関連経費等の確保を図ること。早期に不知火海沿岸及び阿賀野川の健康・環境調査を実施するなど、被害実態の全容を解明すること。すべての水俣病被害者への救済・補償と地域社会の再生に取り組むこと。

## 12. 分権・自治

### (1) 地方交付税の復元・増額

「地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする」（三党政策合意）ためにも、地方交付税について、三位一体の改革で削減された地方自主財源を復元するとともに、財源不足は国と地方の折半で補てん（国負担分相当額は交付税率引き上げで対応）などの措置を講じ、地方交付税総額（出口ベース）を1.1兆円以上増とすること。

### (2) 直轄事業負担金の廃止

地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、本来国が責任を持つべき全国の見地から必要な基礎的・広域的事业に限定し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業の地方負担は廃止すること。少なくとも施設の管理水準を決定する管理主体たる国が全額を負担すべき維持管理費負担金は、来年度から全廃すること。

### (3) 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場を法制化し、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できるようにすること。制度設計に当たっても地方側の意見に配慮すること。

### (4) 新過疎法の制定

過疎地域の振興を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、新たな過疎対策法を制定すること。

### (5) 地方財政計画の充実

地方財政計画に地域雇用創出推進費を引き続き設けるとともに、少子化対策・子育て支援対策の特別枠を設けること。

### (6) 「環境配慮型住宅社会資本」の整備、「安全・安心の公共事業」

雇用対策や地域振興にもつながる、地域や生活に密着したものや、安全・安心のためのもの、環境関連の公共事業については、雇用対策や地域振興、社会の転換につながることから、「環境配慮型住宅社会資本」の整備や「安全・安心の公共事業」に積極的に取り組むこと。また、住民の安全やライフライン確保の観点から、老朽化した危険な橋の点検、架け替え・維持修繕など、国民の安心・安全、防災のための公共事業を推進すること。

### (7) 自治体病院の支援

住民の命や暮らしを守る公立病院の役割をきちんと評価し、国として公立病院を守り地域医療の確保をはかるために必要な支援を行うこと。

## 13. 「海洋国家」日本

遠方海域・海賊対処・重大事案への対応体制を強化するため、しきしま級巡視船の整備に着手すること。

## 14. 平和・軍縮の推進

### (1) 米軍再編関連予算の計上見送り

連立政権樹立に当たって「見直しの方向で臨む」ことが合意されている米軍再編・普天間飛行場移設関連予算について、結論が出るまで2010年度予算案に含めないものとする。

### (2) 思いやり予算の見直し

いわゆる「思いやり予算」についてはその内容を精査し、大胆に縮減すること。なお基地で働く日本人の給与水準については、従業員の生活だけでなく、沖縄県内の経済や雇用にも大きな影響を与えることから、引き下げるべきでないこと。

### (3) ミサイル防衛の見直し

将来にツケを回し予算編成の自由度を奪う新規後年度負担を前年度実績以下に削減するとともに、歳出化経費の繰り延べを行わないこと。とりわけ、ペトリオット・システムの充実・強化の方針については、費用対効果の観点から見直すものとし、2010年度予算における追加整備・改修を行わないこと。

### (4) 22DDHの見直し

専守防衛の目的を超える攻撃的・巨大な装備の新規調達を控えるべきであり、軽空母に匹敵する規模のヘリコプター搭載護衛艦(22DDH)の新規建造は、巨額の建造費や維持費が予算を圧迫することが予想されることから再検討を行うこと。

### (5) 沖縄振興の充実

沖縄振興費2700億円を確保するとともに、沖縄県民の負担軽減の観点に立った施策を充実・強化すること。国内線貨物便の航空機燃料税を旅客便並みの本則の2分の1にすること。

### (6) 憲法国民投票関係予算の削除

憲法国民投票関係予算（国民投票制度準備等関係経費）を盛り込まないこと。

## 15. 税制と無駄の削減

### (1) 租税特別措置の見直し

効果の乏しいものは廃止するなど、租税特別措置等については、「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム」報告等を踏まえ、大胆に見直すこと。

### (2) 成年扶養控除等の堅持

弱者の負担増につながることから、23歳から69歳までの成年扶養控除、配偶者控除、特定扶養控除は廃止しないこと。また、各種控除の見直し・廃止については、住民税への影響がないようにすること。

### (3) たばこ税の引き上げ

たばこ税については、国民の健康確保を目的とする税に改めるとともに、喫煙率を下げるための価格政策の一環として、一定の引き上げを行うこと。あわせて、葉たばこ農家やたばこ小売店等への影響について適切に対応すること。

### (4) 聖域なき特別会計改革の断行

財政融資特会や外為特会、エネ特会など特別会計もゼロベースから根本的に見直しを行い、不用の余剰資金を活用し、国民生活向上や個人消費の拡充の財源として優先的に振り向けること。

### (5) 大規模公共事業の見直し

ダムをはじめとする大規模公共事業について、情報公開及び住民参加の徹底を図りつつ、必要性・緊急性・優先度・費用対効果を精査し、大胆に見直しを図ること。補助ダムについても直轄ダムに準じて見直しを行うこと。

### (6) 独立行政法人等の見直し

独立行政法人、公益法人等について、個々の法人の事務・事業の実態や政策的必要性の是非を検証し、国民生活の向上、公共性の確保、「天下り」・「渡り鳥」・「官製談合」・「子会社・ファミリー企業」の規制等の観点から国民的視点で見直しを進めること。基金等の活用を図ること。

## 16. その他

取り調べの可視化関連予算を確保すること。